(都道府県名)

埼玉県

公安委員会

認定 第

43-0523

号

運転代行業者の氏名または名称

島津利恵

郵便番号 =

3560058

住 所

埼玉県ふじみ野市大井 2-1-36 コスモマンション 202

電話番号

07084058686

ホームページ等アドレス

masarie.crayonsite.iofo

運転代行業務従事者の氏名

(フリオチ) シマヅマサヤ

島津昌也

標準自動車運転代行業約款 (抜粋)

第1条 当社の経営する自動車運転代行業に関する代行運転役務の提供に係る契約は、この約款の定めるところにより、この約款に定めのない事項については、法令の定めるところ又は一般の慣習によります。 2 特約の優先(略)

第2条 利用者は、当社の運転者(代行運転自動車(代行運転役務の対象となっている自動車をいう。以下 同じ。)を運転する者をいう。以下同じ。)その他の係員が代行運転自動車の運行の安全確保のために行う職 務上の指示に従わなければなりません。

第3条 当社は、次条の規定により代行運転役務の提供又はその継続を拒絶する場合を除いて、代行運転役 務を提供します。

第4条 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、代行運転役務の提供又はその継続を拒絶することがあります。

- (1) 当該代行運転役務の提供の申し込みがこの約款によらないものであるとき。
- (2) 代行運転自動車がないとき。
- (3) 当該代行運転役務の提供に関し、申込者から特別な負担を求められたとき。
- (4) 利用者が代行運転自動車の使用について正当な権限を有していないとき。
- (5) 代行運転役務の提供に支障となる代行運転自動車の故障若しくは破損があるとき又は代行運転自動車が法令の規定に反する改造がなされたものであるとき。
- (6) 当該代行運転役務の提供が道路運送法、道路交通法その他の法令の規定又は公の秩序若しくは善良 の風俗に反するものであるとき。
- (7) 天災その他やむを得ない事由による代行運転役務の提供上の支障があるとき。
- (8) 利用者が当社の運転者その他の係員の行う代行運転自動車の運行の安全確保のための措置に従わないとき。
- ・こと。 (9) 利用者が当社の運転者その他の係員に対し代行運転役務の提供に支障を来す行為を行ったとき。
- (10) 泥酔等により利用者が行先を明瞭に告げられないとき。
- (11) 利用者が付添人を伴わない重病者であるとき。
- (12) 利用者が感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による一類感染症、二類感染症、新型インフルエンザ等感染症若しくは指定感染症(入院を必要とするものに限る。)の患者(これらの患者とみなされる者を含む。)又は新感染症の所見のある者であるとき。
- 第5条 料金に関する内容 (本書面の別面に記載あり)
- 第6条 料金の収受に関する内容(本書面の別面に記載あり)

第7条 当社は、当社の代行運転自動車及び随伴用自動車(以下「代行運転自動車等」という。)の運行によって、利用者若しくは第三者の生命若しくは身体を害したとき、代行運転自動車を損壊したとき又は第三者の財産に損害を与えたときは、これによって生じた損害を賠償する責に任じます。ただし、当社及び当社の運転者が代行運転自動車等の運行に関し注意を怠らなかったこと、当該利用者又は当社の運転者その他の係負以外の第三者に対意又は過失のあったこと並びに代行運転自動車等に構造上の欠陥又は機能の障害があったことを証明したときは、この限りではありません。

- 2 責任の発生する始期と終期に関する内容(本書面の別面に記載あり)
- 第7条の2 (1)(2)損害賠償責任に関する内容(本書面の別面に記載あり)
- 2 書面による提示に関する内容(本書面の別面に記載あり)

第8条 当社は、第7条によるほか、その代行運転役務の提供に関し利用者が受けた損害を賠償する責に任 じます。ただし、当社及び当社の運転者が代行運転役務の提供に関し注意を怠らなかったことを証明したと きは、この限りではありません。

第9条 当社は、天災その他当社の責に帰することができない事由により、代行運転自動車の運行の安全の確保のため一時的に運行中止その他の措置をしたときは、これによって利用者が受けた損害を賠償する責に任じません。

第10条 当社は、利用者の故意若しくは過失により又は利用者が法令若しくはこの約款の規定を守らない ことにより当社が損害を受けたときは、その利用者に対し、その損害の賠償を求めます。 料 金 表

(営業所に掲示している料金)

基本料金

2	. 0	k mまで	2000	
	. 0	kmまで	2000	

加算料金

0 . 5 _{km*c} 200

- ■料金メーター機器を使用する場合の距離単位:初利用距離は小数点第1位までのキロメートル単位、加算距離は1メートル単位、1メートル未満の端数は四捨五入とする。
- ■トリップメーター機器を使用する場合の距離単位:初利用距離及び加算距離は小数点第1位までのキロメートル単位とする。

当社はお客様に対し、ご利用前に料金の概算額の説明をします(標準約款第5条)。代行運転役務の提供の終了の際に料金お支払いを求めます。また、ご依頼があれば領収証を発行します(標準約款第6条)。

損害賠償措置

当社はお客様又は第三者の生命・身体・財産等に損害を与えた時は、賠償する責に任じます。当社の責任は、当社のドライバーがお客様の車に乗車した時に始まり、下車をもって終わります。ただし、賠償には免責事項があります(標準約款第7、8、9条)。

◆受託自動車保険·共済

対人損害賠償1名につき

対物損害賠償1事故につき

車両損害賠償

無制限	万円
無制限	万円
1 億	万円

◆随伴用自動車 任意保険

対人損害賠償1名につき

対物損害賠償1事故につき

無制限
無制限

万円

万円

当社は下記√印について附帯サービス料金を設定しています

✓ 迎車料金	冬期料金
✔ 待ち料金	チェーン着脱料金
✔ 回送料金	バッテリーチャージ
✔ キャンセル料金	
一時預かり料金	

お客様にお願い

当社はお客様の故意・過失又はお客様が法令・約款の規定を守らないことにより当社 が損害を受けた時は、お客様にその損害の賠償を求めます(標準約款第10条)。

[例] お客様からの白タク行為の強要によって、当社が行政処分を科せられ損害が生じた場合も、これに該当します。

お客様が代行業者の随伴車両に乗車することは、白タク行為とみなされ、禁止されています。お客様をお店等からお客様の車の駐車場所まで随伴車にお乗せする行為(いわゆるAB間輸送)も白タク行為とみなされ、無償でもわずかな距離でも違法となります。

標準自動車運転代行業約款の全文はこちらを ご覧ください。



標準自動車運転代行業約款 (抜粋)

第1条 当社の経営する自動車運転代行業に関する代行運転役務の提供に係る契約は、この約款の定めるところにより、この約款に定めのない事項については、法令の定めるところ又は一般の慣習によります。 2 特約の優先(略)

第2条 利用者は、当社の運転者(代行運転自動車(代行運転役務の対象となっている自動車をいう。以下 同じ。)を運転する者をいう。以下同じ。)その他の係員が代行運転自動車の運行の安全確保のために行う職 務上の指示に従わなければなりません。

第3条 当社は、次条の規定により代行運転役務の提供又はその継続を拒絶する場合を除いて、代行運転役 務を提供します。

第4条 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、代行運転役務の提供又はその継続を拒絶することがあります。

- (1) 当該代行運転役務の提供の申し込みがこの約款によらないものであるとき。
- (2) 代行運転自動車がないとき。
- (3) 当該代行運転役務の提供に関し、申込者から特別な負担を求められたとき。
- (4) 利用者が代行運転自動車の使用について正当な権限を有していないとき。
- (5) 代行運転役務の提供に支障となる代行運転自動車の故障若しくは破損があるとき又は代行運転自動車が法令の規定に反する改造がなされたものであるとき。
- (6) 当該代行運転役務の提供が道路運送法、道路交通法その他の法令の規定又は公の秩序若しくは善良の風俗に反するものであるとき。
- (7) 天災その他やむを得ない事由による代行運転役務の提供上の支障があるとき。
- (8) 利用者が当社の運転者その他の係員の行う代行運転自動車の運行の安全確保のための措置に従わないとき。
- (9) 利用者が当社の運転者その他の係員に対し代行運転役務の提供に支障を来す行為を行ったとき。
- (10) 泥酔等により利用者が行先を明瞭に告げられないとき。
- (11) 利用者が付添人を伴わない重病者であるとき。
- (12) 利用者が感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による一類感染症、二類感染症、新型インフルエンザ等感染症若しくは指定感染症(入院を必要とするものに限る。)の患者(これらの患者とみなされる者を含む。)又は新感染症の所見のある者であるとき。
- 第5条 料金に関する内容(本書面の別面に記載あり)
- 第6条 料金の収受に関する内容(本書面の別面に記載あり)

第7条 当社は、当社の代行運転自動車及び随伴用自動車(以下「代行運転自動車等」という。)の運行によって、利用者若しくは第三者の生命若しくは身体を害したとき、代行運転自動車を損壊したとき又は第三者の財産に損害を与えたときは、これによって生じた損害を賠償する責に任じます。ただし、当社及び当社の運転者が代行運転自動車等の運行に関し注意を怠らなかったこと、当該利用者又は当社の運転者その他の係負以外の第三者に放意又は過失のあったこと並びに代行運転自動車等に構造上の欠陥又は機能の障害があったことを証明したときは、この限りではありません。

- 2 責任の発生する始期と終期に関する内容(本書面の別面に記載あり)
- 第7条の2 (1)(2)損害賠償責任に関する内容(本書面の別面に記載あり)
- 2 書面による提示に関する内容(本書面の別面に記載あり)

第8条 当社は、第7条によるほか、その代行運転役務の提供に関し利用者が受けた損害を賠償する責に任じます。ただし、当社及び当社の運転者が代行運転役務の提供に関し注意を怠らなかったことを証明したときは、この限りではありません。

第9条 当社は、天災その他当社の責に帰することができない事由により、代行運転自動車の運行の安全の確保のため一時的に運行中止その他の措置をしたときは、これによって利用者が受けた損害を賠償する責に任じません。

第10条 当社は、利用者の故意若しくは過失により又は利用者が法令若しくはこの約款の規定を守らない ことにより当社が損害を受けたときは、その利用者に対し、その損害の賠償を求めます。 当社は下記√印について附帯サービス料金を設定しています

冬期料金
チェーン着脱料金
バッテリーチャージ

お客様にお願い

当社はお客様の故意・過失又はお客様が法令・約款の規定を守らないことにより当社が損害を受けた時は、お客様にその損害の賠償を求めます(標準約款第10条)。

[例] お客様からの白タク行為の強要によって、当社が行政処分を科せられ損害が生じた場合も、これに該当します。

お客様が代行業者の随伴車両に乗車することは、白タク行為とみなされ、禁止されています。お客様をお店等からお客様の車の駐車場所まで随伴車にお乗せする行為(いわゆるAB間輸送)も白タク行為とみなされ、無償でもわずかな距離でも違法となります。

標準自動車運転代行業約款の全文はこちらを ご覧ください。



灣宝県

公安委員会

認定第

43-0523

号

運転代行業者の氏名または名称

島津利恵

郵便番号 〒 3560058

住 所

埼玉県ふじみ野市大井 中央2-1-36

コスモマンション 202

電話番号

07084058686

ホームページ等アドレス

masarie.creyonsite..info

運転代行業務従事者の氏名

(フリガナ) シマヅリエ 自油利恵

島津利恵

料金表

(営業所に掲示している料金)

基本料金

2

0

kmまで

2.000

000

加算料金

0

5

kmまで

500

- ■料金メーター機器を使用する場合の距離単位:初利用距離は小数点第1位までのキロメートル単位、加算距離は1メートル単位、1メートル来満の端数は四捨五入とする。
- ■トリップメーター機器を使用する場合の距離単位:初利用距離及び加算距離は小数点第1位までのキロメートル単位とする。

当社はお客様に対し、ご利用前に料金の概算額の説明をします(標準約款第5条)。代行運転役務の提供の終了の際に料金お支払いを求めます。また、ご依頼があれば領収証を発行します(標準約款第6条)。

損害賠償措置

当社はお客様又は第三者の生命・身体・財産等に損害を与えた時は、賠償する責に任じます。当社の責任は、当社のドライバーがお客様の車に乗車した時に始まり、下車をもって終わります。ただし、賠償には免責事項があります(標準約款第7、8、9条)。

◆受託自動車保険・共済

対人損害賠償1名につき

対物損害賠償1事故につき

車両損害賠償

無制限 1 億

万円

万円

万円

◆随伴用自動車 任意保険

対人損害賠償1名につき

対物損害賠償1事故につき

無制限 無制限

万円

万円